

第3回米子市障がい者計画等策定委員会【概要】

【概要】

- 日時： 令和5年10月5日(木) 午後2時～午後4時20分
- 場所： 市役所本庁舎4階 401会議室
- 出席委員：12名
吉岡委員、平林委員、遠藤委員、汐田委員、戸羽委員、植村委員、安達委員、廣江委員、大森委員、松本委員、永見委員、渡部委員（欠席：光岡委員、桑本委員）
- 事務局：
障がい者支援課：米田課長、橋本担当課長補佐、安田係長、成相主任、渡邊主事
福祉政策課：久保担当課長補佐、佐々木主任
こども相談課：足立課長補佐
学校教育課：國頭担当課長補佐

【議事録】

- 1 開会（午後2時00分）

- 2 委員長あいさつ
全5回の策定委員会で本日は第3回目というところで、中盤になってきた。
事前に意見も集約したが、さらに本日資料を読み込んでいき、忌憚のない意見をいただきたい。

（事務局）

- 本日の第3回策定委員会では、事前にいただいた委員からの意見の集約とそれに対する事務局の回答について、昨年度鳥取県が実施したアンケート調査の分析について、米子市障がい者支援プラン2024（仮称）案の検討を行う。
- 米子市障がい者計画等策定委員会設置要綱第5条第3項に定める委員の半数以上の出席を満たしているため、会の成立を報告する。

3 議題（概要）【説明：事務局】

- (1) 委員から寄せられた意見について（資料1）
（資料）資料1 支援プラン2024（案）に対し策定委員からいただいた意見
- 資料1の説明
 - ・令和5年9月7日から同月19日までの間に、委員から第2回策定員会で示した支援プラン2024（案）に対する意見の集約をした。

- ・委員5名から全23件の意見の提出があった。
- ・意見の内容としては、項目、文章又は目標値などに関する偏った意見はなかった。予算措置や即時対応が必要なものもあった。米子市の姿勢や具体的な方策などの文章について、わかりやすい書き方や積極的な表現方法にすべき意見が多かった。
- ・事務局としては、表現方法に関する部分については修正した。予算措置が必要なものや即時対応が困難なものは、今回の計画には反映していない。

(質疑)

(委員長)

委員からの意見は、本日の資料の米子市障がい者支援プラン2024(仮称)案に反映されているとのことなので、議題(3)で検討したい。

(2) 障がい者の実態・ニーズ調査に関する分析について(資料2-1~2-4)

(資料) 資料2-1 令和4年度障がい者の実態・ニーズに関する調査 概要・実施状況

資料2-2 令和4年度障がい者の実態・ニーズに関するアンケート調査結果
(単純集計/米子市版)

資料2-3 令和4年度障がい者の実態・ニーズに関する調査
自由記載の集計について

資料2-4 令和4年度障がい者の実態・ニーズに関する調査
自由記載(原文) 自由記載(本人)

○資料2-1の説明

- ・今年度の支援プランの策定のために、昨年度鳥取県が障がいのある方に対し行ったアンケート調査の概要
- ・障害者手帳、自立支援医療又は障がい福祉サービス受給者など、米子市が関わって発送した対象者は5,046人だが、医療機関からの配布もあるため、実際の配布数はもう少し多いと思われる。
- ・米子市内の回答者数は2,152人で、米子市が発送した対象者5,046人に対する回収率は、42.6%だった。

○資料2-2の説明

- ・米子市内回答者2,152人について、各質問項目の単純集計結果の資料

○資料2-3の説明

- ・米子市内回答者2,152人について、アンケート中の自由記載の内容について、障がいのある方本人、家族、支援者別に、その主な内容を集計しまとめたもの。

○資料2-4の説明

- ・アンケート中の自由記載の原文をまとめたもの。
- ・資料2-3を作成するために障がいのある方本人、家族、支援者別に、その主な内容をまとめたもの。

(質疑)

(委員長)

この議題(2)については、プランにこれから反映すべきものは反映するという理解でよいか。

(事務局)

アンケートの内容が多岐にわたっており、難しい面もあるが、反映させるものは反映させ、すぐに反映できないものは、今後の障がい者支援課の福祉政策の資料として、継続して検討していく。

(委員)

本人の意見の中にも、親の意見の中にも、グループホームについてはかなり多く出てきている。入所施設よりも地域で暮らすということが障がい福祉全体での動きになっているので、グループホームのニーズは高いことがわかる。

しかし、グループホームであっても、パニック障がいなど緊急時対応してくれるグループホームや夜間対応をすることはないので、そのようなグループホームができたときは、親同士で話をし、待ってましたと嬉しく思うが、実際は全てのグループホームがそうではない。また、新聞報道でもあるが、どんな障がいでも受け入れるというところもあったが、結果的には、食事代が実際月8,000円ぐらいしかいらぬが、2万円以上を取っていたところが、全国に約120ヶ所ある。

虐待問題などもある。そういうことがあると、入居させたいが、もしそういうところに入居してしまったらどうしようという思いがあるので、親たちは大きなジレンマを抱えている。

定員について鳥取県でも約7人と言っているが、ほとんどが約10人くらいになっている。

本来のグループホームの意味、家庭的で、最初の頃は4人くらいだったが、次第にニーズに合わせて増えていて、本人や親たちが求めているものとは次第に離れていっている。

それについて、鳥取県から、条件があつていれば認可しないわけにはいかないという発言があつた。

親たちは、例えば定員についての詳細などをわかってる人たちは、ほとんどいない。そのあたりを抜きに、入所施設が難しい、ではグループホームへという二者択一になっている。他の選択肢、軽度の障がいの方のためのシェアハウスや一人暮らしをできるようにするなど、そうところが、おざなりになっている。

行政への押し付けではないが、行政の仕事の中には指導助言がある。そのあたりを、すぐには変わらないが、より本人たちが地域で生活が有意義にできて、親たちも安心できるものにしていくために、親たちの意見や本人たちのニーズをきちんと読み、丁寧に聞き取るということを充実させていただきたい。

(委員長)

グループホームも、障がい福祉計画に数値は上がっているが、その体制がそれぞれ24時間や日中活動支援などさまざまな形が出てきている。数字上見えない問題があることもアンケートの回答にあった。

(副委員長)

集計作業も大変だったと思うが、これは単純集計の資料で、クロス集計やもう少し丁寧な分析は、今後される予定があるのか。

(事務局)

クロス集計を努力したが、今回は間に合わなかった。これだけの項目がある中で、実際何と何をクロスしたら適切なデータとして活用できるのかというところに、実は事務局としてはかなり悩んだ。

サービスを今後利用する希望者が、今どういう状況で、将来どういう希望を持っているかということなど、本当に見込み量に直結するようなクロス集計が出ればよいが、どうクロス集計したら出てくるのか、もう少し検討がいる。

また、そのあたりについて努力はしたいが、こういうところでクロス集計をしたら良い数字が出るのではというところを、委員からも意見をいただきたい。

その上で、どのように計画に反映していくのかという細かな議論が必要になってくる。そして、そのあたりを根拠をもって、今後計画に反映したい。

アンケートの自由記載は、実際皆様からの生の声なので、数字上だけではなく、記載の部分で反映できる部分があるのかというあたりも含めて本日意見をいただき、第4回の最終案の中で示したい。

(副委員長)

3年に1回のアンケートで、非常に貴重なデータなので、丁寧に分析をしていただきたい。

分析はもっと詳しく、せつかくのデータなので、1年かけてもよいのでは。今回の当初の計画には反映できなかったとしても、1年かけてでも丁寧に分析をして、中間の見直しのときや1年後のモニタリングのときに、少し追加するなどがあってもよい。

このアンケートの回答は米子市の財産だと思うので、ぜひプロジェクトチームを作ったり、大学の先生などにも協力いただいたりして、もっとしっかり分析をして、次年度以降の議論に繋げていけたらと思う。今回間に合わなくても、ぜひそういう取り組みをしていただきたい。

(委員)

このアンケートが鳥取県の中でのアンケートで、おそらく何かを目指すというような目的でできてないような項目が多い。複数回答が多いので、複雑になっている。

例えば、問 16 や問 33 などの選択肢が 1 つだけのものがどのようなものと関連があるかなどの分析ができるのでは。

これは米子市の計画なので、本当は「米子市で暮らしたいですか」というような問があれば、そのあたりが米子市の最低限の部分と不足している部分がクロスできるようなイメージで、あくまでも鳥取県のものなので、米子市としての分析は難しい。

(副委員長)

今の意見を踏まえて、例えば米子市で独自にアンケートを再度行うことも含めて、今回のアンケートでわからないことをもう少し深く聞くようなアンケートを考えてもいいでは。

(委員長)

確かにこの自由記載は、すごく貴重な意見が多く、きちんと全てを読み込んで計画に反映できるかは、また委員の協力をいただきたい。

本日はこのアンケート結果は、この後のプラン案を検討する上での参考にしていただき、意見いただきたい。

(2) 米子市障がい者支援プラン 2024 (仮称) 案について (資料 3、資料 4)

(資料) 資料 3 第 3 部 米子市障がい者計画

資料 4 第 4 部 第 7 期米子市障がい福祉計画・第 3 期米子市障がい児福祉計画

○資料 3 の説明

- ・「第 3 部 米子市障がい者計画」では、今回は全文を記載している。資料では、わかりやすくするため、修正と追加部分に、青色の文字とアンダーラインをしている。
- ・司法手続きや国家資格などの配慮というような米子市になじまないものは、今回の計画には記載していない。
- ・「国際社会での協力・連携の推進」については、第 2 回策定員会では、ひとつの項目としていたが、事前の委員からの意見も反映し、34 ページの「4 基本的な視点」の (1) の中に入れ込んでいる。

(質疑)

(委員)

資料 1 の障がい者計画の 5 番目の「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法については、普及啓発が必要と思われるので、追記する必要があるのではないか。」とあり、それに対して事務局が「普及啓発に関する一文を追加しました。」とある。これは計画では 34 ページのところだが、「向上を一層推進します」となっているが、その前の「可能な限り」は入れないといけないのか。「一層推進します」とあるので、「可能な限り」はなくてもよいのでは。

(事務局)

事務局としては、資料1の障がい者計画の4番目の意見があったため、追記した。

(委員長)

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション政策推進法の基本理念から文言を抜粋されているが、事務局で再度文言の整理をしていただきたい。

プランの書き方については、米子市の取り組む姿勢が伝わるような書き方がよい。例えば、資料1の2番目の「啓発が必要です」のような文言を「取り組みます」のようにした方がよい。

期限についても、令和何年度までにというところがあったが、本人や家族からすると、いち早く取り組んでもらいたい項目であるので、そういう期限を書いてあるようなところも、その期限を載せなくてもよければ、省略してもよいのでは。

(委員)

38ページの「米子市手話言語条例」というところが赤字になっているが、理由があるのか。

また、具体的な各政策の推進に「一層努力する」とあるが、努力という文言が少し弱いと感じる。表現を検討していただきたい。

(事務局)

38ページの「米子市手話言語条例」の赤字は、黒字への修正忘れ。42ページの赤字の部分も黒字への修正忘れによるもの。

実施できなかった部分についての文言は、「取り組む」、「取り組んでいきます」あるいは「推進に努めます」というような形でもう一度見直したい。

(事務局)

資料2で、家族から親亡き後についての不安という意見が多くあり、改めてこの第3部を確認すると、親亡き後に関する記載がないことがわかった。プラン2021のときにはそこまで顕在化しておらず問題として見えていなかったというような部分が、今見えてきていることなのかもしれない。次回の素案には、基本的な考え、又は基本的な視点の項目に、ニーズ調査の意見の反映として、加筆したものを提示したい。

(委員長)

家族の意見で親亡き後という項目も挙がっていた。全体の計画に係る33ページの「3基本的な考え」又は34ページの「4基本的な視点」に親亡き後について入れることをお願いしたい。

(委員)

親亡き後に関して、家族と話をすることは多い。私が福祉に関する活動を始めた頃、親亡き後に関する話題は、30代40代の障がいのある方の親の話題だったが、次第に若年化している。今は若いうちから親たちは考えているように感じる。

具体的などころでは、自立して親の手を離れてという時期が親たちの中では25歳までになっていて、そこでお互いの人生を歩き始めるという考えを明確に持っている親た

ちが増えてきている。今後親亡き後という問題は、若年化し、併せて人数的にも増えていくと見ている。

(委員長)

成年後見の分野でも、そのような意見がある。子どもが成人になったタイミングを、成年後見制度の利用を考える一つのタイミングとして、仕組みを作ったらどうかという意見がある。

ただ、それは成年後見制度に限らず、生活の場の選択肢が成人になる段階で、どれだけあるのかということで、福祉サービスなど全体的な充実にも繋がってくる。

(委員)

「親亡き後」は昔から言われていたこと。今は、親が思う親亡き後と障がいのある方が思う親亡き後という両方の視点がある。そのことも、障がいによって障がいのある方が自分で言える人もいれば、言えない人もいる、親は言えると思うが、それぞれによって様々な考えがある。そのあたりはすごく多様性がある。

(委員)

今親亡き後ということで、成年後見人制度の拡大で、徐々に制度の利用が広がってきているが、この成年後見人の選任についてはどのような基準を持って、選任されるのか。

その後見人も一般の人なのでその方の価値観がある。利用者は利用者の、例えば趣味や嗜好などの価値観がある。

親亡き後に、第三者の後見人の方に任せた場合、後見人に利用者の気持ちや欲求が認められなかったら、利用者は、後見人制度を活用しても意味がないと感じると思う。

(委員長)

成年後見人も、平成12年から民法が改正されて、第三者のいわゆる親族でない成年後見人が就任する中で、今の意見にあるような課題が全国的にある。

この第3部の障がい者計画の44ページ(5)【取組方針】の①の表現が「意思決定の支援」だったが、今回「意思決定支援の推進」というふうに、意志決定支援が行える仕組みを推進していくということで、推進という言葉を入れるほうが適切であるとの意見があった。

成年後見人は、本人の意思をきちんと反映して、その本人の価値観の通りに、代理権を使って、手続きをきちんとしないといけないが、就任する後見人の考え方が強く出てしまう悪い面があるので、国は意思決定支援のガイドラインを成年後見制度においても作り、きちんと守って、本人の意思決定支援等するように言っている。

後見人は本人の代理なので、本人の価値観に沿って、いろんな事務を行う、お金を使う、契約する。そこが、就任する後見人の考え方によって、逆に本人の権利が侵害されてしまうという問題があるため、ガイドラインが示されている。というのが今の状況である。

また、そのような問題が、後見制度に対する不信感になったり、利用に繋がらなくなってしまいう実態も出ているので、情報として伝えたい。

もう一つ成年後見制度について、今国では、後見制度のみだけでない対応方法が話し合われている。これまでは、判断能力が低下したら後見制度を使わないといけませんでしたが、これからは、周りの関わる人が、本人の意思をきちんと汲み取ることができれば後見制度まで必要ないのではという議論もあり、後見制度も必要なときだけ使うような制度にシフトできないかということが話し合われている状況にある。

(委員)

先ほどの親亡き後の意見で、若い親たちは障がいのある子が25歳ぐらいになったら、親は自分の生活をとっている方が多い、とあったがかなり差はある。

このアンケートでもあったように、資料2-2問15で介助してくれる家族等で特に中心となってる人の割合からすると、50歳以上60歳未満、満60歳以上70歳未満がかなり多い。

そしてその下の問16の将来どのように暮らしたいと思いますかという問いに対して、家族と一緒に暮らしたいという回答が、グラフの中では多い。

制度などを少しずつ勉強している親の中には、私は私の人生があり、ずっと一緒にいることがベストではないと思っている方が増えてはいるが、一方で障がいのある本人たちがどう思っているかということだと思う。

福祉関係の問題ではなく、教育関係の問題もかかってくると思うが、特別支援学級でも褒めて教育することが一番いいということで、学校の中では、できますよ、大丈夫ですよと言われたが、社会に出た途端に、自分自身は変わってないが、評価は全然変わってくる。こういう社会の中で、自信を持つということが無理。

若い親たちは、親離れ・子離れしないといけない、という部分だけが走っている。子どもの意思、意思決定支援と言うのであれば、本人の意見をもっと広く聞く、きちんと聞く部分がなければ、本来の意味の意思決定支援にはならない。

知的障がいの親とのエピソードだが、親と本人が並んでいたら、ほとんど本人は意見を言わず、親の意見が圧倒的に強い。本人は何も言わないので、親の意見イコール本人の意見だと思っていた、と親から言われたときはショックだった。

年を重ねると、障がいがあっても、自我も芽生えてくる。自分の生きたい人生と親が思う親亡き後生きていってほしい人生は必ずしも一致しない。

具体的には言えないが、もっと本人の意思をきちんと聞くような部分もぜひ計画に書いていただきたい。

(委員長)

44ページの「①意思決定支援の推進」というところが、簡単な文章になっているので、確かにガイドラインの中には、今委員からの意見にもあったように、本人の意見をきちんと聞くことや信頼関係などがあるので、ここにもう一つ項目を加えておくと、丁寧でわかりやすい。

(委員)

意思決定に関連して、知的障がいの娘がいるが、ショートステイなど行きたがらず、家で過ごしたいと言う。

他の発達障がいの親は、例えば高校生ぐらいのときから、将来のために、本人が嫌がってもショートステイに行かせていた。

自分はそのようなことをしてこなかったが、今本当に困っている。親もやりたいことがあってもできないことがあったり、我慢したりしながら生活している。ヘルパーなどいろいろ頼みたいが、人材不足でできないと断られているのが現実で困っている。

今後、地域移行で、地域で支えていくという国の方針があると思うが、今回の計画に織り込まれていない。グループホームが建つことは良いが、地域移行は本人が家で過ごしていけるようなサービスが増えることだと思う。

人材が足りなくて、それが動いてないのが現実なので、そこをどうするかについて考えていただきたい。もっと前面に様々な人の手助けが必要ということを伝えていただきたい。

(委員長)

前回はヘルパー不足の取組に関する意見があった。地域移行もこの計画の全体にかかる。地域移行のためには、福祉サービスが必要になってくる。そして、その事業者がいらないといけない。まだ計画になれば、基本的な考えに入れていただきたい。

(委員)

精神障がい者にも対応した包括支援ケアシステムのことが、この後の計画にも挙げられてるが、地域移行は入院患者を対象とした書かれ方になっている。

入院患者だけでなく、既に地域にいる人たちが、地域で安心して暮らすことについても、文言に出していただきたい。

鳥取県にもそういう事例も作ってほしいってことを言っているので、このプランにも反映できたらと思う。

(委員)

認知症も含めて精神障がい、発達障がい、身体障がいの方の在宅での暮らしが、様々な人たちの支援によって、充実することが理想。海外では地域全体がしてるようなところや、隣近所の身近な人が支え合うことができているところもあり、昔は日本もそうだったが、次第にできにくくなっている。理想論だがそうなればすごく嬉しい。

(事務局)

地域移行については、この計画においては、長期入院者の地域移行の取組を中心に記載している。地域で暮らすことについては、地域移行という表現よりは、地域で安心して暮らせる体制を作っていくという表現になってくるが、その地域で暮らしていくこと自体が、サービス提供量が十分でないために難しいことはご指摘の通りであり、福祉人材の確保や社会資源の整備から切り込んでいかないとこの問題を解決できないことも把握している。できることをやっていくという形で進めていきたい。

(副委員長)

50 ページの「(7) 行政サービス等における配慮」の「①職員研修の実施」がある。

コロナが明けて、養護学校の新任の先生が、夏休みに生活介護や放課後等デイサービスの現場実習に来られ、実際に子どもたちがどう過ごしているか、どういう支援を行っているかを踏まえて、現場実習をされた。新鮮で、よい研修だったと思う。

米子市の職員も、書面上では理解をしていると思うが、可能であれば、実際どんな現場なのか、生活介護や放課後等デイサービスがどういうものか、担当者が現場を見ることが結構いい研修になると思う。そういう内容の研修を、計画に入れるともう一歩進んだものになるでは。

(委員長)

確かに担当者が、実際の事業の状況がわかっていないまま説明することと、わかった上で説明することと、また伝わり方や説明の仕方、理解の仕方が変わってくる。

○資料4の説明

- ・「第4部 第7期米子市障がい福祉計画・第3期米子市障がい児福祉計画」では、今回も全文を記載している。資料では、わかりやすくするため、プラン2021から国の基本指針で新たに追加された項目や指標等に変更があったものについては、単線のアンダーラインをしている。第2回策定員会での委員の意見又は資料1の寄せられた意見を踏まえて変更があったものについては、二重線のアンダーラインをしている。今回までに確認が取れず、記載できなかった部分は赤字としている。
- ・65 ページ、66 ページ、79 ページに掲載されている地域生活支援拠点等の整備については、まず地域生活支援拠点を中心に、地域で当事者が安心して暮らせる仕組み作りに取り組んでいく。そのために、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めていく。また、79 ページのサービスの見込量については、米子市としては、現在5事業所があるが、その複数の事業所が一体となって利用者を支えていくという面的整備型を目指すため1か所としている。
- ・70 ページの「ウ」について、事業所のカウント方法の見直しをした。児童発達支援事業所について、鳥取県に届出をしている事業所という方法から、実際に受け入れをしている事業所という方法へ変更しているので、0事業所から2事業所へ変更になっている。放課後等デイサービスについても、同様に、0事業所から3事業所へ変更している。
- ・73 ページからの見込量については、今回の資料では、利用者が増加している部分は伸び率等勘案し増加させている。実績が低下している部分については、実績を維持していくところで同数又は微増した数字としている。ただし、昨年鳥取県のアンケート

ト結果は反映されていないところもあるので、第3回以降も引き続き見直し、検討したい。

- 76 ページの「①サービスの概要」の表中、「就労選択支援」は、内容の詳細を確認し、追記する予定。
- 82 ページの「②見込量」の表中「ペアレントメンターの人数※2」については、現在講習を実施中で、講習を修了した人数を反映する予定。
- 82 ページの「②見込量」の表中「ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラムの実施者数（支援者）【新規】」は、米子市子ども相談課及び児童発達支援センターあかしやで実施しており、両方米子市の機関のため、1機関としている。
- 83 ページの「②見込量」の表中の「協議の場の開催回数」、「目標設定及び評価の実施回数」については、鳥取県主催の精神障がい者地域移行推進会議及び精神障がい者地域移行連絡会が、それぞれ年1回開催されるので、合計で2回として見込みとしている。
- 83 ページの「②見込量」の表中「精神障がいのある人の自立訓練(生活訓練) ※宿泊型訓練を含む【新規】」については、77 ページの「②サービス見込量」の表中「自立訓練(生活訓練) ※宿泊型訓練含む」の内の精神障がいの方の見込量を抜き出した数字を記載している。
- 84 ページの「②見込量」の表中「地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数※2」については、鳥取県西部の9市町村で共同委託で実施している相談支援促進研修事業の実施状況に合わせて見込量を出す予定。
- 84 ページの「②見込量」の表中「個別事例の支援内容の検証実施回数【新規】」については、構想段階で、地域の主任相談専門支援員による定例会というものを開催し、個別事例の支援内容の検討というものを考えている。年4回を見込んでいます。
- 84 ページの「②見込量」の表中「協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数※4」及び「協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の参加事業者・機関数」については、鳥取県西部障害者自立支援協議会が実施している相談支援機関の連絡会が月1回で年12回で、現在の相談支援事業所の数を踏まえ42機関見込んでいる。同表中の下の専門部会についても、同連絡会のことで1機関とし、実施回数も12回と見込んでいる。
- 86 ページの「②見込量」の表中「鳥取県が実施する指導監査及び実地調査への同行率（本市の受給者が利用している施設に限る）【新規：本市独自】」については、現在も参加しているが、より障がい福祉サービスの質の向上を図っていくため、100%としている。
- 88 ページの「②サービス見込量」の表中「医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数（市職員の数）」については、研修等資料を確認し、記載する予定。

- ・91 ページからの地域生活支援事業については、今回見込量を掲示していないが、第4回までに掲示したい。

(質疑)

(委員)

74 ページの訪問系の見込量に関して、地域移行を進めていけば、その見込量は増えていくと思うが、同ページの③の方策に事業所数が少ないことが書いてあり、②の表中の6年度、7年度、8年度の居宅介護の見込量が変わっていないところは、課題である事業者数が少ないということが改善されずに、そのまま3年行くということか。

それに対して、改善して、増やしていく計画になっていかないのか。

(事務局)

特に居宅系のサービスの見込量は非常に難しいところで、実態として提供できるところでの見込量として出すべきなのか、潜在的ニーズも含めてあるべき数字で出すのか毎回議論になる。

あるべきニーズで数字を示すと、実績値を出したときに、かなりかい離が起きてしまうこともある。

また、潜在的ニーズを示すべきではないか、そこに向かって供給量を書くべきではないかということも理解しているが、今回はあくまでも今の実績に基づいて出している。今回意見があり、ある程度潜在的ニーズであるとか、目標値をもつても見込量が少ないということであれば、再度検討したい。

(委員)

足りないという課題があり、今後改善すべきことなので、ある程度目標値や頑張っていこうという意味も込めて、多少数字を上げてよいのでは。

(委員長)

今、事業所がなくなり、利用実績が低下していく可能性もあるので、根本的にサービスの体制が、ニーズに沿ったものなのかを数字として挙げにくい問題かもしれないが、汲み取っていくべきかと思う。

86 ページの(8)の「②見込量」で本市独自の項目があり、他の項目でも加えられるものがあるのか検討していくべきではないか。今の福祉サービスも何か手立てを打たないと、事業所の数の確保もできない。

今後米子市独自でできることも、検討していただきたい。

(事務局)

この計画の見込量については、従来はサービスの供給量だけだったが、前回ぐらいから目標値のような項目が非常に増えてきた。言葉で書くだけでなく、数値である程度示せるものについては示していく姿勢も必要と思い今回入れている。

目標値として数字を上げて取り組むべきところがあれば、反映させていける部分は反映させたい。

(委員)

81 ページの「③見込量確保のための方策」で、今回の資料と前回のプラン 2021 を合わせて見たが、プラン 2021 には参考に計画相談支援の実利用者数が、平成 30 年、平成 31 年、令和 2 年と人数が掲載されているが、今回の資料には掲載がない。何か意味があるのか。

(事務局)

今までのカウント方法が適切でなかったことがわかった。すでに利用していない方も、おそらくこの中に含まれていたということがわかった。そのため、プラン 2021 の平成 30 年、平成 31 年、令和 2 年も、実際の数字は少なくなる。

今回の正しい数字を上げると、少し混乱が生じると思い、削除している。資料として提示はできるので、数字がわかり次第示したい。

(副委員長)

確認で、80 ページの、これは他のページでもあるが、市内事業所等の内訳が、サービス別で示されているが、9 月現在の数字でいくのか。10 月、11 月で増えていく場合は、変更はあるか。

(事務局)

最新のもので最終的に提示したいので、また年度末のタイミングで数字を改める。

(副委員長)

78 ページの数字は、おそらく 10 月で既に変更しているところもあるので、確認だった。

変更を求めるものではないが、81 ページの地域移行支援の見込量が、83 ページの「精神障がいのある人の地域移行支援」と同じ数字になっている。

実際、施設入所支援の方に対しても、地域移行支援は利用できるし、精神障がいの方だけではないことも考えられる。今回は、今までが実績がそうだったというところかもしれないが、今、国が施設入所支援からの地域移行にかなり力を入れ始めているので、81 ページの見込量を増やしていくような考え方もあってもよいのではないか。

また、今すぐの変更の希望ではないが、94 ページの移動支援について、事業所の廃止があり、体制が非常に脆弱になってきている。大事な事業であり、本当に余暇を楽しみたい方がそれを活用して、以前は余暇を楽しんでいたが、回数を減らさざるを得なくなった。などということが実際起きている。

これに対する方策を考えていかなければいけないが、関係事業者等と検討しますということで、3 年間検討だけで終わってもらっては困る。検討のうえ対策を講じますぐらいは書いていただきたい。

あと最後に、第 3 部の障がい者計画でもうたっているが、障害者権利条約のインクルージョンということが、言葉としては多く出てくるが、こちらの見込量を見てみると、例えば、放課後等デイサービスが増えていく見込量になっている。

これはニーズがあるから増えていくという考え方もあるが、子どもが減っていく中でも、上がっていくという見込量は本当であれば、90ページの放課後児童クラブの定員を増やし、こちらでインクルージョンしていくということをもって、放課後等デイサービスが減っていくということが本来のインクルージョンではないか。

現状ではこのままの計画でよいが、そのような考えを大切にしていきたい。

(委員長)

今出たような意見をまたプランに反映していただきたい。

(委員)

介護の分野でも、障がい福祉の分野でも、やはり人手不足が問題になっているので、例えば81ページの「③見込量確保のための方策」で、人件費を補助する事業を鳥取県と協調して行うという方策がとれるのであれば、人材確保や精神疾患の事業所が入りやすくなるのではと思う。その辺りが、鳥取県と米子市が足並みを揃えると、事業所や人材確保、強いては福祉人材の質の向上にもなってくるのでは。そこができれば良いと思う。

(委員長)

先ほどもあったように、例えば地域移行を進めることが明確に書いてありながらも実際の目標値とずれがあったり、地域移行を進めるためには福祉人材が必要だったり、サービスの供給量が足りないところがあったりするのであれば、整合性が合うように、再度計画を見ていただき、次回までに意見をまとめていただきたい。

4 その他【説明：事務局】

○事務連絡

- ・次回、第4回の開催予定について説明。
- ・第4回までに、事務局は第3回を踏まえた米子市障がい者支援プラン2024（仮称）の最終的な案を作成し、委員に提示する。それに対する質問・意見を第4回までに集約し、第4回で、事務局の回答及びプラン2024最終案を審議する。

5 閉会（午後4時20分）